

令和5年10月  
総会議事録

鳩山町農業委員会

令和5年10月25日

令和5年10月総会議事録

開 会 期 日	令和5年10月25日(水)				
開 催 場 所	鳩山町役場305・306会議室				
開議及び宣言者	午後1時32分	会長(議長)	金子茂雄		
閉議及び宣言者	午後2時12分	会長(議長)	金子茂雄		
議 長	会長 金子茂雄				
農 業 委 員 応 招 状 況					
1	恩 田 政 行	欠 席	6	根 岸 郁 子	出 席
2	石 井 利 幸	出 席	7	金 井 幸 雄	出 席
3	小 鷹 隆 石	出 席	8	戸 口 英 子	出 席
4	小 林 三 千 雄	出 席	9	中 原 哲 彦	出 席
5	飯 島 千 春	出 席	10	金 子 茂 雄	出 席
農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員 出 席 状 況					
1	畑 誠	出 席	4	宮 崎 広 幸	出 席
2	保 積 幸 明	出 席	5	吉 岡 只 正	出 席
3	小 久 保 光 男	出 席	6	田 島 健 一	出 席
議 題	農地法の規定に基づく諸申請の審議の件 諮問に対する答申について				
傍聴者数	なし				
<p>参 与</p> <p>●事務局出席者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・吉澤祐一 事務局長</li> <li>・村本亮 書記</li> <li>・馬場紫野 担当</li> </ul>					

---

[開会の宣言] 午後1時32分

◎金子会長

ただ今の出席農業委員は9名、農地利用最適化推進委員は6名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年10月鳩山町農業委員会定例総会を開会いたします。

---

[議事日程の報告]

◎金子会長

本日の議事日程はお手元に配布したとおりでございます。

---

[議事録署名委員の指名]

◎金子会長

日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。  
本日の定例総会の議事録署名委員は、6番・根岸郁子委員、7番・金井幸雄委員を指名いたします。  
お願いいたします。

---

[会期の決定]

◎金子会長

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。  
お諮りいたします。今月の定例総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。ご異議はございませんか。

[異議なしの声あり]

◎金子会長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

---

### [諸般の報告]

#### ◎金子会長

日程第3、諸般の報告を行います。

ここで会長としての報告をいたします。

鳩山町地域農業再生協議会に関して、8月31日に、臨時幹事会が書面にて開催され、9月20日には臨時総会がこちらも書面にて開催されましたので、農業委員会会長としてそれぞれ議決を行い、麦・大豆の転作面積拡大支援事業に関する要綱の制定について可決されました。

また、農業委員会会長として会長を務める、鳩山町国保運営協議会に関して、10月20日に、「入間福祉圏国保運営協議会 研究会」が開催され、出席いたしました。

以上、報告とさせていただきます。

---

### [日程第4、議案の一括議題について]

#### ◎金子会長

日程第4、議案の一括議題についてをお諮りします。

日程第5、議案第1号、日程第6、議案第2号及び、日程第7、議案第3号、以上3議案の、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否については譲受人が同一であり、関連性があることから、条番号ごとに一括での上程、説明とし、審議については個々の議案での採決とさせていただいてよろしいかお伺いいたします。

[異議なしの声あり]

#### ◎金子会長

異議なしと認めます。日程第5、議案第1号、日程第6、議案第2号及び、日程第7、議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否については条番号ごとに一括での上程、説明とさせていただきます。

---

[日程第5、議案第1号、日程第6、議案第2号及び、日程第7、議案第3号、



農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否について]

◎金子会長

日程第5、議案第1号、日程第6、議案第2号及び、日程第7、議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号1、資料番号2及び資料番号3を議題とします。

事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否について。令和5年10月10日受付。

資料番号1、大字泉井[ ]、地目、畑、面積、641㎡。譲受人 [ ]

[ ]。耕作地、19a、労働力、3。譲渡人 [ ]

[ ]。

転用目的：所有権移転。

面積合計、畑、641㎡。

続きまして、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否について。令和5年10月10日受付。

資料番号2、大字泉井[ ]、地目、畑、面積、518㎡。譲受人 [ ]

[ ]。耕作地、24a、労働力、3。譲渡人 [ ]

[ ]。

転用目的：所有権移転。

面積合計、畑、518㎡。

続きまして、議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否について。令和5年10月10日受付。

資料番号3、大字泉井[ ]、地目、畑、面積、274㎡。譲受人 [ ]

[ ]。耕作地、27a、労働力、3。譲渡人 [ ]

[ ]。

転用目的：所有権移転。

面積合計、畑、274㎡。

◎金子会長

泉井地区担当の恩田農業委員が欠席のため、この件につきまして、町内全域担当の中原農業委員よりご説明をお願いできますか。

◎中原委員

町内全域担当の中原です。

それでは、議案第1号、資料番号1、議案第2号、資料番号2及び、議案第3号、資料番号3の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について説明いたします。

譲受人は、現在1,311㎡の所有自作地があり、全ての土地が良好に耕作されております。

今回の3か所の申請地はいずれも所有地に隣接または近接している土地であり、取得することで効率的に作業ができることから申請に至りました。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

## ◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の大橋・泉井地区担当の畑委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

## ◎畑委員

大橋・泉井地区担当の畑です。

では、議案第1号、資料番号1、議案第2号、資料番号2及び、議案第3号、資料番号3の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

譲受人は所有農地において野菜や、栗・梅等の果樹を作付けしております。

議案第2号及び第3号の申請地については、以前まで遊休農地となっておりますが、所有者により解消され、今回譲受人が取得し、所有地と一体で耕作をするものでございます。

なお、今回の3か所の申請地において、農地取得後は栗等の果樹を作付けする計画となっております。

以上、最適化推進委員の意見とさせていただきます。

## ◎金子会長

ありがとうございました。

## ◎金子会長

事務局からの補足説明がありますか。

## ◎書記

それでは、議案第1号、議案第2号及び、議案第3号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については中原農業委員から、また畑推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真1枚目、1段目から3段目

の1枚ずつでございます。

写真を見ていただくと、議案第1号から議案第3号の全ての申請地が現在管理されている状況でございます。

所有農地では良好に耕作されており、今回の申請では所有地に隣接・近接する農地を取得することで農地の集積が図られるものでございます。

なお、今回の3議案につきましては、耕作面積が50aを満たない農家による申請でございますが、本年4月からの法改正により、農地取得への面積要件が無くなり、取得することが可能となっておりますので、機械の所有状況や農地の耕作状況、また今後の計画について確認し、申請を受けたものでございます。

なお、議案第2号及び第3号の資料2ページ目、申請書別添の所有面積、並びに経営計画書において、経営面積や経営試算は1議案前の農地を含めた内容となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。  
ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

◎石井委員

はい。

◎金子会長

石井委員。

◎石井委員

譲受人の職業が[ ]となっておりますが、こちらは事業内容であって、職業とは異なるのではないのでしょうか。

◎金子会長

事務局お願いします。

◎書記

ご質問の通り、記載内容は職業ではなく活動となっておりますので、申請人に確認をし、3議案ともに正しい職業名への修正をさせていただきます。

◎金子会長

そのほかございますか。

[なしの声あり]

◎金子会長



なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号1の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

#### ◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号1は許可することに決定いたしました。

#### ◎金子会長

続きまして、議案第2号の質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

[なしの声あり]

#### ◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号2の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

#### ◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号2は許可することに決定いたしました。

#### ◎金子会長

続きまして、議案第3号の質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

[なしの声あり]

#### ◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号3の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

#### ◎金子会長



挙手全員です。よって、議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号3は許可することに決定いたしました。

---

[日程第8、議案第4号、農地法第4条第1項の規定による  
許可申請に対する意見の決定について]

◎金子会長

日程第8、議案第4号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号4を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第4号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について。

令和5年10月10日受付。

資料番号4、大字熊井[REDACTED]、地目、畑、面積、79㎡。申請人 [REDACTED]

[REDACTED]。

転用目的：進入路。

面積合計、畑、79㎡。農地区分：農業振興地域内・第2種農地。

◎金子会長

この件につきまして、上熊井地区担当の根岸農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎根岸委員

上熊井地区担当の根岸です。

それでは、議案第4号、資料番号4の農地法第4条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

本申請は土地所有者が自宅への進入路を確保するための農地転用申請です。

農地転用の許可基準の農地区分につきましては、第2種農地であり、住宅の進入路への転用は問題ありません。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の高野倉・上熊井・下熊井地区担当の小久保委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

## ◎小久保委員

高野倉・上熊井・下熊井地区担当の小久保です。

では、議案第4号、資料番号4の農地法第4条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

申請内容については、根岸農業委員から説明があったとおりでございます。

申請地の状況につきましては、造成計画によって分筆が行われており、道路から自宅へ伸びる農地で、現在は管理地となっている土地でございます。

以上簡単でございますが最適化推進委員の意見とさせていただきます。

## ◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

## ◎書記

それでは、議案第4号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については根岸農業委員から、また小久保推進委員からはご意見をいただいたところでございます。ご説明いただきました。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真2枚目、上段の2枚でございます。写真を見ると、現在は管理されている農地でございます。

申請地は[ ]を[ ]から[ ]方面へ向かい、[ ]側の道路沿いに位置する第2種農地でございます。

申請者は、自宅のある宅地敷地の内、道路側の土地が国土調査により農地となったため、十分な進入路を確保することができず、生活に不便をきたしておりましたが、本申請により[ ]から自宅への進入路を確保する計画となっております。

事業計画の遂行能力は、関係書類等を含め提出されており、実行性も判断でき、土地の状況や添付書類を含んだ申請書につきまして、事務局といたしましては、問題ないと考えております。

以上簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

[なしの声あり]

## ◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第4号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号4の採決を行います。

本申請に対し、許可相当とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

## ◎金子会長



挙手全員です。よって、議案第4号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号4は許可相当とすることに決定いたしました。

---

[日程第9、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による  
許可申請に対する意見の決定について]

◎金子会長

日程第9、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号5を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について。

令和5年10月10日受付。

資料番号5、大字熊井[ ]、地目、畑、面積、39㎡。同じく[ ]

[ ]、地目、畑、面積、321㎡。譲受人 [ ]

[ ]。譲渡人 [ ]。

転用目的：住宅敷地。

面積合計、畑、360㎡。農地区分：農業振興地域内・第2種農地。

◎金子会長

この件につきまして、上熊井地区担当の根岸農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎根岸委員

上熊井地区担当の根岸です。

それでは、議案第5号、資料番号5の農地法第5条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

本申請は譲受人が、土地所有者である父親の譲渡人から土地を使用貸借により借受け、自己用住宅を建築するための農地転用申請です。

農地転用の許可基準の農地区分につきましては、第2種農地であり、自己用住宅への転用は問題ありません。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の高野倉・上熊井・下熊井地区担



当の小久保委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

### ◎小久保委員

高野倉・上熊井・下熊井地区担当の小久保です。

では、議案第5号、資料番号5の農地法第5条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

申請内容については、根岸農業委員から説明があったとおりでございます。

申請地の状況につきましては、長年管理地となっている土地でございます。

以上簡単でございますが最適化推進委員の意見とさせていただきます。

### ◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

### ◎書記

それでは、議案第5号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については根岸農業委員から、また小久保推進委員からはご意見をいただいたところでございます。ご説明いただきました。

申請地の状況につきましては、添付させていただいた写真2枚目、2段目の1枚でございます。写真を見ると、現在は管理されている農地でございます。

本申請地は、先ほどの議案第4号の申請地と隣接した土地であり、土地所有者は同一人となっており、          の土地を使用して住宅を建築する計画となっております。

事業計画の遂行能力は、関係書類等を含め提出されており、実行性も判断でき、土地の状況や添付書類を含んだ申請書につきまして、事務局といたしましては、問題ないと考えております。

なお、隣接農地の同意書につきましては、代理人へ提出を依頼しているところでございますが、法定添付書類ではございませんので、申請の受付には問題ございません。

以上簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

### ◎金子会長

この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

### ◎吉岡委員

はい。

### ◎金子会長

吉岡委員。

◎吉岡委員

■から進入する計画ですが、現地の状況は県農林振興センターの担当の方も確認するのでしょうか。また、どのような流れになるか教えていただけますでしょうか。

◎金子会長

事務局お願いします。

◎書記

現地の確認は県農林振興センターの担当者も行うのですが、基本的な流れとしましては、農業委員会の総会で意見を決定し、県へ進達を行った後、県の審査会までの間に現地確認が行われております。

◎金子会長

そのほかございますか。

◎石井委員

はい。

◎金子会長

石井委員。

◎石井委員

隣接農地の同意書は何のために提出していただくのでしょうか。

◎金子会長

事務局お願いします。

◎書記

同意書につきましては法定添付ではないため、提出の有無が許可に影響するものではないですが、転用後のトラブル回避のために同意をいただいております、同意が得られない場合には理由書の提出をお願いしております。

◎金子会長

そのほかございますか。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。これにて、質疑を終結いたします。  
これより、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号5の採決を行います。

本申請に対し、許可相当とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号5は許可相当とすることに決定いたしました。

〔日程第10、専決処分 of 報告について〕

◎金子会長

日程第10、専決処分 of 報告3件を議題といたします。

報告資料番号1の農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、報告資料番号2の農業用施設2 a未満について、報告資料番号3の10 a未満の農地改良届出について、事務局の報告をお願いいたします。

◎書記

ご報告いたします。

報告1、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について。

令和5年8月31日受理。

報告資料番号1、大字今宿 [REDACTED]、地目、畑、面積、62 m<sup>2</sup>。譲受人 [REDACTED]

[REDACTED]。譲渡人 [REDACTED]

転用目的：住宅用地。

報告2、農業用施設2アール未満について。

令和5年9月12日受理。

報告資料番号2、大字大橋 [REDACTED]、地目、畑、面積、110 m<sup>2</sup>。届出人 [REDACTED]

転用目的：農業用倉庫。

報告3、10 a未満の農地改良届出について。

令和5年9月27日受理。

報告資料番号3、大字赤沼 [REDACTED]、地目、畑、面積、1,037 m<sup>2</sup>の内417 m<sup>2</sup>。譲受人 [REDACTED]。

譲渡人 [REDACTED]。



転用目的：農地改良。

◎金子会長

この件につきましては、専決処分の報告ですのでご了承願います。

◎金子会長

ここで、追加議案がありますので、資料準備の為暫時休憩といたします。

暫時休憩〔午後2時07分〕

---

再開〔午後2時08分〕

◎金子会長

再開いたします。

---

〔追加日程第11、議案の追加について〕

◎金子会長

お諮りいたします。只今、お手元に配布のとおり、追加日程第12、議案第6号、農業委員会委員の辞任に対する同意の諮問への答申についてを追加議案としてよろしいかお伺いします。

〔異議なしの声あり〕

◎金子会長

異議なしと認めます。よって追加日程第12、議案第6号、農業委員会委員の辞任に対する同意の諮問への答申についてを追加議案といたします。

---

〔追加日程第12、議案第6号農業委員会委員の辞任に対する

同意の諮問への答申について〕

◎金子会長

追加日程第 12、議案第 6 号、農業委員会委員の辞任に対する同意の諮問への答申についての資料番号 6 を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第 6 号、農業委員会委員の辞任に対する同意の諮問への答申について。

資料番号 6、辞任届。

令和 5 年 10 月 24 日届出。

泉井地区 恩田政行。

◎金子会長

ありがとうございました。

それでは、続けて事務局から説明をお願いします。

◎書記

ご説明いたします。

本件につきましては、農業委員会等に関する法律第 13 条において、農業委員は「正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる」と規定されていることから、鳩山町長から別紙のとおり諮問がありましたので、その諮問に基づき答申するものでございます。

◎金子会長

ありがとうございました。

この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第 6 号、農業委員会委員の辞任に対する同意の諮問への答申についての資料番号 6 の採決を行います。

本件に対し、案のとおり答申することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第 6 号、農業委員会委員の辞任に対する同意の諮問への答申についての資料番号 6 は、案のとおり答申することに決定いたしました。

[閉会の宣告] 午後2時12分

◎金子会長

以上で今月の総会に付された案件は、すべて終了いたしました。よって、閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

[異議なしの声あり]

◎金子会長

異議なしと認めます。

よって、今定例総会は閉会することに決定されました。

お疲れさまでした。



上記会議のてん末を以ってその相違ないことを証するためにここに  
署名・捺印する。

令和5年11月27日

会長 金子 茂雄 

委員 根岸 郁子 

委員 金子 幸雄 